

八尾市告示第523号

令和8年度八尾市市税督促状・催告書等封入封^{かん}緘業務（4月から12月分）について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和7年11月26日

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 令和8年度八尾市市税督促状・催告書等封入封^{かん}緘業務（4月から12月分）（以下「督促状等業務」という。）
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から同年12月31日まで
- (3) 業務内容 仕様書に定めるとおり。
- (4) 履行場所 仕様書に定めるとおり。
- (5) 入札回数 3回打切りとする。
- (6) 支払条件 仕様書に定めるとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「その他」小分類「封入・封^{かん}緘業務」で登録されていること。
- (2) 令和5年度以降において、国、都道府県又はおおむね人口10万人以上の市との間で租税、国民健康保険料、介護保険料その他これらに類するものに係る通知書等の封入及び封^{かん}緘に係る業務の契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て履行した実績を有していること。
- (3) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件入札に係る業務に関連

する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。

- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格審査申請書等の様式

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び類似業務実績調書の様式を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 類似業務実績調書及び業務実績を証明する契約書（請書による契約締結の場合には、注文書及び請書）等の写し

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参して提出しなければならない。

5 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日の翌日から令和7年12月10日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館2階

八尾市財政部納税課

6 入札参加資格審査の結果通知

申請書類により入札参加資格を審査し、その結果については令和7年12月19日までに電子メールにより通知する。なお、入札参加資格を認められなかった者に対しては、理由を付して通知する。

7 仕様書及び質問書等の様式

仕様書並びに質問書、入札書、入札金額内訳書、委任状及び入札辞退届の様式を公告の日から令和7年12月25日までの間に本市のホームページに掲載する。

8 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行った場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日の翌日から令和7年12月4日午後5時まで

イ 電話連絡時間 公告の日の翌日から令和7年12月4日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 問合せ先

八尾市財政部納税課

電子メールアドレス nouzei@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3824（直通）

- (2) 受け付けた質問及びその回答は、令和7年12月12日までに本市のホームページ上にて公開する。

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館2階

八尾市財政部納税課

10 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者
- (2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けてい

ないもの

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの

11 入札の辞退

入札参加資格を認められた者（以下「入札参加者」という。）は、建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）第3条に定めるところにより、入札を辞退することができる。

12 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年12月25日（木）午後3時00分
(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

13 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合には、これを免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

14 入札書

- (1) 入札書は、本市所定のものを使用しなければならない。
- (2) 入札書には、入札金額、入札参加者の所在地、商号又は名称並びに代表者の職及び氏名を記載し、届出印を押印の上、入札金額内訳書とともに入札箱へ投函しなければならない。また、入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）とし、金額の頭に¥マークを付け、アラビア数字で記載しなければならない。なお、入札金額と入札金額内訳書に記載された金額が異なる場合には、入札書に記載された入札金額をもって入札したものとみなす。
- (3) 2回目以降の入札については、入札書のみの投函となるが、落札者は、後ほど落札額に応じた入札金額内訳書を提出すること。

15 委任状

- (1) 入札参加者の代理人が入札に参加する場合には、入札執行の時までに委任状を提出しなければならない。この場合において、入札書には、前記14(2)に定める記載事項のほか、代理人の氏名を記載し、届出印の押印に代えて、代理人の印鑑を押印しなければならない。
- (2) 委任状は、本市所定のものを使用しなければならない。

16 入札の中止等

- (1) 入札に参加する者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。ただし、再度入札（入札心得第9条第1項に規定する再度入札をいう。）を行う場合にあっては、これに参加する者の数が1の場合であっても、これを行うものとする。
- (2) その他入札の中止等については、入札心得第5条に定めるところによる。

17 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。
 - ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

18 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

19 契約の締結

入札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この

場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

20 その他

入札の参加人数は、1事業者1人とする。

21 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館2階

八尾市財政部納税課

電子メールアドレス nouzei@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3824（直通）